

部 活 動 規 定

平成31年度
京都市立七条中学校

1. 目的

- ①生徒の個性や特性を伸ばし、より豊かな人格を形成する。
- ②生徒の興味・関心を元に、自主的な活動集団としての力量を高める。
- ③集団活動のルールを学び、社会性を身につける。

2. 部の設置・休部・廃部について

①部の設置について

- 部は次の条件を満たしたときに活動ができる。
- A. 顧問となる教員がいる。
 - B. 活動場所が確保されている。
 - C. 積極的に活動しようとする生徒がいる。

②休部について

- A. 年度当初、入部手続きが済んだ段階（初回部活動ミーティング時）で、実質的な活動が困難である場合、顧問は部活動係に報告する。
さらに部活動顧問会で審議・承認の上、その部を休部とすることができる。
- B. 休部となっている部の存続については、部活動顧問会で審議する。
ただし、次年度に活動できる見込みがあり、指導を強く希望する顧問がいる場合は部活動顧問会で審議の上、活動を再開できるものとする。

③部の廃部について

- A. 年度当初、将来的に廃部が予想される部については、部活動顧問会で審議し、その方向性を確認しておく。
- B. 廃部が決定した部の新入部員は募集しないこととする。

3. 入退部について

①入部申し込みは、年度初めに全校一斉にする。

- ただし、担任と顧問の許可がある場合のみ、途中入部も認める。
現在入部している2・3年生についても年度初めには、入部届を提出する。

②部員は特別の理由がない限り、活動に参加する。

休む場合は、学校や顧問に連絡をする。

③身体的・個人的・家庭の都合などの理由で退部を希望する場合は、保護者の申し出により、担任と顧問の許可を得て認める。

④入部、退部は所定の用紙によること。

4. 平日の活動について

①部活動よりも学級活動および生徒会活動を優先させること。

②評議・専門委員会が行われる日は、活動開始20分間は奉仕活動の時間とする。

ただし、各部の活動がオフの場合、奉仕活動はしなくてよいものとする。

③更衣は指定された場所で行い、荷物の管理に十分注意する。

④午前授業日の昼食は、指定された場所でとる。

活動時間に合わせて自宅で昼食をとっても良い。

⑤活動時間

	活動終了時刻	完全下校時刻
夏時間（4月中旬～10月中旬）	午後5時30分	午後5時45分
春秋時間（10月中旬～11月中旬） (2月中旬～4月中旬)	午後5時	午後5時15分
冬時間（11月中旬～2月中旬）	午後4時45分	午後5時
定期テストや三者懇談等の 午前授業日	午後4時45分	午後5時

各部の活動時間は2時間程度とする。また、平日に1日以上の休養日を設けること。

教職員は、完全下校時刻を厳守させ、できるだけ下校指導に当たる。

⑥始業前の練習（朝練習）は認めない。

5. 休日・祝日の活動について

①活動時間は原則午前9時から午後5時とし、午後5時には完全下校する。

各部の活動時間は3時間程度、土日のどちらかに休養日を設けること。

生徒は活動時間の30分前より早く登校しないこと。

②必ず顧問の直接指導があること。顧問不在の活動は認めない。

対外試合を行う場合は、顧問が責任を持ってトラブル等ないようにする。

③校内への立ち入りは、各部の顧問が指定した活動場所のみとする。

④貴重品も含め、生徒の荷物管理は各部で行う。

⑤事前に以下の内容を活動予定表（管理職席のホワイトボード）に書き込み、

部活動係に知らせる。

A. 校内活動の場合、その時間帯（活動前後の顧問が来る時間を含む）。

B. 校外活動の場合、活動場所。

C. 活動をしない場合、OFFや×など記入の上、未記入と区別をつける。

6. 長期休業中の活動について

①活動時間は原則午前9時から午後5時とし、午後5時には完全下校する。

ただし、生徒は活動時間の30分前より早く登校しないこと。

②活動場所の整備・清掃や備品等を管理の徹底する。

③貴重品も含め、生徒の荷物管理は各部で行う。

7. 活動停止日について

①原則、以下の日については部活動を停止する。

A. 入学式・卒業式の前日及び当日。

B. 校外学習日。

C. 宿泊を伴う校外学習日の前日及び当日。

D. 学校祭など学校行事の前日。当日については、各部の指示による。

E. 定期テスト1週間前より最終日を除くテスト期間中まで。

②①の日であっても、公式戦及びコンクール前については、顧問の許可があり、教職員に連絡をした上で短時間の活動を認める。

ただし、顧問の直接指導のもと、時間・人数等を配慮すること。

8. 部の停止について

部活動中および登下校中に次のような行為があった場合、部の活動を一時的に停止する場合がある。

- A. 校則及び部活動規定の違反を繰り返したとき。
- B. 部内で大きな問題が生じたとき。
- C. 活動中の態度行動が適切でないとき。
- D. 顧問の指示に従わなかったとき。
- E. 活動時間を守らなかったとき。

9. 部活動保護者会

- ①必要に応じて部活動保護者会を開く。
- ②部費の徴収については、保護者の了承を得て行うこと。学校長へ保護者向けのプリントを事前に提出すること。年度末には決算報告を配布すること。

10. 予算

- ①予算委員会の原案を元に審議・決定する。
- ②予算を執行する場合は、顧問が必要書類をそろえて事務室に提出する。
- ③高額な物品（備品）、共通物品などの購入については、予算委員会でその旨を伝え、承認されたものについて執行できる。

11. 服装について

- ①活動中の服装は、体育時の服装・ユニフォームまたは、部で認められた練習着とする。
- ②休日や休業中の登下校は、標準服または①の服装とする。
- ③平日の部活動の更衣は、原則終学活後とする。

12. その他

- ①校舎内で活動をする部は、時間・場所を調整して他の部と共に用すること。
また、ボール等の器具の使用は原則認めない。安全に十分注意して行うこと。
- ②月に1回、キャプテン会議を行い、部の活動について話し合う。
- ③校外活動中、雷が発生した場合は、速やかに屋内に避難すること。
- ④平日・休日・休業中のいずれも活動時間・場所の調整は各顧問を中心に行う。
- ⑤宿泊を伴わない校外での活動を行う場合は、一週間前までに市教委に校外活動届を提出すること。
- ⑥本校にない部活動で公式戦に参加する生徒がいる場合は、保護者が引率をする。

13. 部活動顧問（敬称略）

部活名	顧問	集会場所
軟式野球	本多・稻森	3-5
陸上競技	大久保・巳波	1-4
ラグビー	古川・福岡	3-4
サッカー	高井・道上	2-3
女子バレー ボール	岡本・大栢	3-3
卓球	甲田・山田・永井	多目的室
男子バスケットボール	城・小林	3-1
女子バスケットボール	河北・眞鍋	3-2
吹奏楽	山元・小山	音楽室
美術	住吉・穏樹	美術室
ハンドメイク	石浦・茨木	調理室

※活動後、顧問は活動場所の始末確認を行う。

※使用した場所、校舎の施錠を確実に顧問が行う。